

第 2 期

北海道障がい者基本計画 【改訂版】

(平成25年度～平成34年度)

もくじ
目次

だい しょう そろん	第1章 総論	
I	基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画見直しの基本的な考え方	2
3	計画の性格及び位置付け	2
4	計画の期間	2
5	対象とする障がい者の範囲	2
6	障がい保健福祉圏域	2
7	計画の目標及び体系	4
II	障がいのある人の状況	
1	障がいのある人の現状	6
2	障がいのある人を取り巻く環境の変化と課題	11
だい しょう し さく ほうこう しゅうよう し さく	第2章 施策の方向と主要施策	
だい せつ ち いきせいかつ し えんたいせい じゅうじつ	第1節 地域生活の支援体制の充実	
I	生活支援	13
II	保健・医療	20
だい せつ じりつ しやかいさん か そくしん	第2節 自立と社会参加の促進	
III	療育・教育	24
IV	就労支援	29
V	社会参加	32
だい せつ しやかい じつげん	第3節 バリアフリー社会の実現	
VI	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	35
VII	生活環境	39
VIII	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	43
だい しょう けいかく すいしんとう	第3章 計画の推進等	
I	計画推進のための実施計画	46
II	計画の推進管理	46
ようご かいせつ	用語の解説	47

第1章 総論

I 基本的な考え方

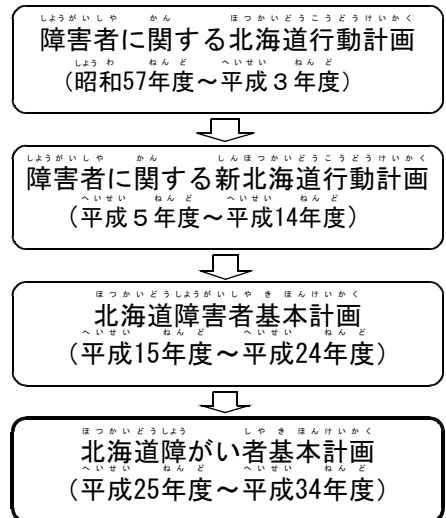
1 計画策定の趣旨

北海道では、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の「国際障害者年」を契機に、昭和57年1月、「障害者に関する北海道行動計画」（昭和57年度～平成3年度）を策定し、以来、「ノーマライゼーション*1社会の実現」を目標に、10年間を計画期間とする障がい者施策に関する基本計画に基つき、総合的な施策の推進に取り組んできました。

平成15年に策定した「北海道障害者基本計画」（以下「前計画」という。）については、その計画期間内に障がい者施策に関し、二度の大きな制度改革があり、前計画を策定したこの年、行政がサービスの提供を決定する「措置費制度」から、利用者と事業者の契約に基づく「支援費制度」となり、平成18年4月には、障がいの種別にかかわらずサービス利用を一元化した「障害者自立支援法」が施行されました。

また、「障害者の権利に関する条約*2」の締結に必要な国内法の整備として、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義の見直しや合理的な配慮*3などが新たに規定。平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行。また、平成25年4月には、障害者自立支援法に替わり、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されるとともに、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。

道では、平成25年3月に、計画期間を平成35年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んでいるところです。



2 計画見直しの基本的な考え方

こうした中、国では、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」を策定することから、道では、こうした障がい者施策の動向や、道の基本計画の推進状況などを踏まえ、計画の中間見直しを行い、障がい者施策の推進を着実に進めることとします。

3 計画の性格及び位置付け

この計画は、北海道における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもので、障害者基本法第11条第2項に規定する、都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）であり、また、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画として位置付けています。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

5 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁⁴により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人となります。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

6 障がい保健福祉圏域

北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。

なお、この圏域は、第二次地域福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

しょう ほ けん ふく し けん い き
障がい保健福祉圏域

けん い き めい 圏 域 名	し ちやう そん づう 市 町 村 数	し ちやう そん めい 市 町 村 名
みなみ お しま 南 渡 島	9	はこだてし ほくとし まつまえちやう ふくしまちやう しりうちやう きこないちやう ななえちやう しかにべちやう もりまち 函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
みなみひやま 南 檜 山	5	えさしちやう かみくちやう あつさぶちやう おとべちやう おくしりちやう 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
きたおしまひやま 北 渡 島 檜 山	4	やくらちやう おしやまんべちやう いまかねちやう 八雲町、長万部町、今金町、せたな町
さつぼろ 札 幌	8	さつぼろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし とうべつちやう しんしのつむら 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
しりべし 後 志	20	おたるし しままきむら すつつちやう くらまつないちやう らんこしちやう ちやう まつかりむら るすつむら 小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、 古平町、仁木町、余市町、赤井川村
みなみそらち 南 空 知	9	ゆらぼりし いわみざわし ひばいし みかさし なんぼろちやう ゆにちやう ながぬまちやう くりやまちやう 夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、 月形町
なかそらち 中 空 知	10	あしべつし あかひらし たきかわし すながわし うたしななし ないえちやう かみすながわちやう うらうすちやう 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、 新十津川町、雨竜町
きたそらち 北 空 知	5	ふかがわし もせうしちやう ちつべつちやう ほくりゆうちやう ぬまたちやう 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
にししいぶり 西 胆 振	6	むららんし のぼりべつし だてし とよらちやう そうべつちやう とうやこちやう 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
ひがしいぶり 東 胆 振	5	とまこまいし しらおいちやう あつまちやう あひらちやう ちやう 苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
ひだか 日 高	7	ひだかちやう びらとりちやう にいかつちやう づらかわちやう きまにちやう しんちやう 日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
かみかわちゆうぶ 上 川 中 部	10	あさひかわし たかすちやう ひがしかぐちやう とうまちやう ひつぶちやう あいべつちやう かみかわちやう ひがしかわちやう 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、 美瑛町、幌加内町
かみかわほくぶ 上 川 北 部	8	しべつし なよろし わつさむちやう けんぶちちやう しもかわちやう ひふかちやう おといねつむむら なかがわちやう 士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
ふらの 富 良 野	5	ふらのし かみふらのちやう なかふらのちやう みなみふらのちやう しむかつむら 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
るもい 留 萌	8	るもいし 増しりちやう おひらちやう とまえちやう ほほちやう しよさんべつむら えんべつちやう てしおちやう 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
そや 宗 谷	10	わつかないし さるふつむら はまどんべつちやう なかどんべつちやう えさしちやう とよとみちやう れぶんちやう りしりちやう 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、 利尻富士町、幌延町
ほくもう 北 網	10	きたみし あべしりし ひほろちやう つべつちやう しやりちやう きよさとちやう こしみずちやう くんねつちやう 北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、 置戸町、大空町
えんもん 遠 紋	8	もんべつし きろまちやう えんがるちやう ゆうべつちやう たきのうえちやう おこつべちやう にしおこつべむら おうむちやう 紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
と勝ち 十 勝	19	あひひろし 新ふけちやう しほろちやう かみしほろちやう しかにおいちやう しんとくちやう しみずちやう めむらちやう 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、 中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、 足寄町、陸別町、浦幌町
くしろ 釧 路	8	くしろし くしろちやう あつげしちやう はまなかちやう しべちちやう てしかがちやう つるいむら しらぬちやう 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
ねむろ 根 室	5	ねむろし べつかいちやう なかしべつちやう しべつちやう らうすちやう 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
けい 計	179	

7 計画の目標及び体系

(1) 計画の目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、北海道における障がい者施策の一層の促進を図ります。

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援*5や障害福祉サービス*6をはじめとするサービス提供体制や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

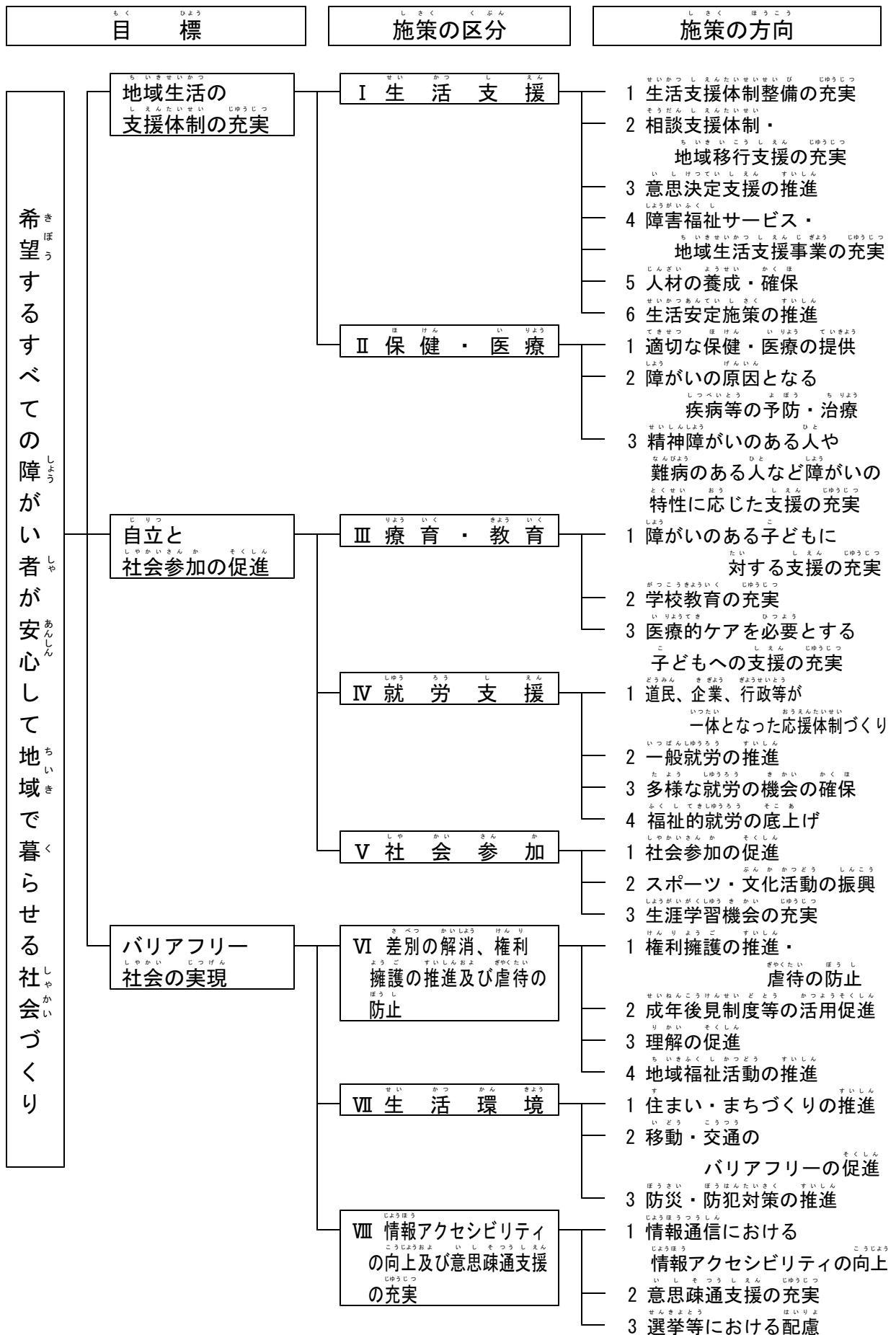
障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、町内会などの住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化・サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、本道の地域特性を踏まえた取組を促進します。

けいかく たいけい
(2) 計画の体系



II 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の現状

北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加しています。

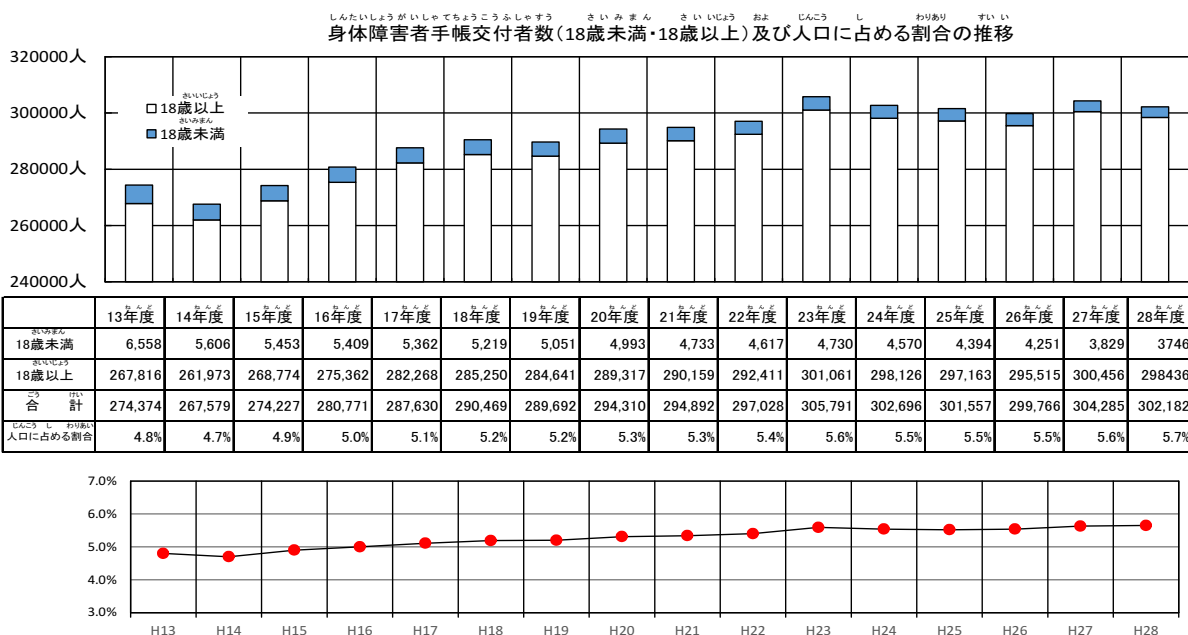
また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、平成28年度末現在で、302,182人となっており、平成13年度末と比較すると、15年間で27,808人増加しています。

また、北海道の人口に占める割合は平成13年度末の4.8%から、平成28年度末で5.7%と0.9ポイント増加しています。

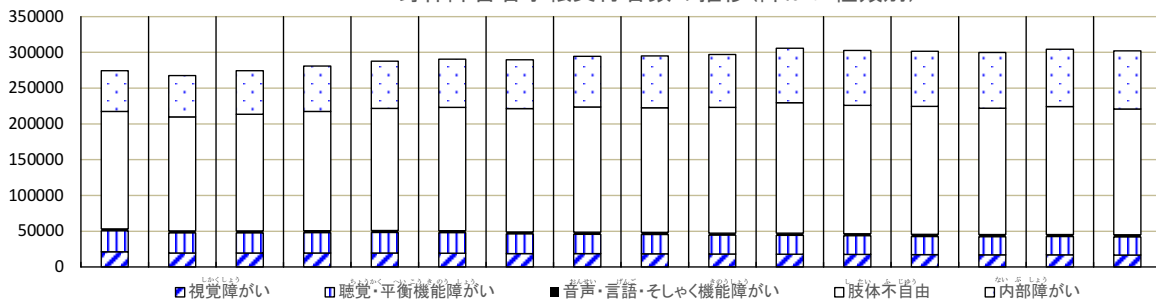
全国においては、5,148,082人で、人口比4.1%となっています。



障がいの種類別に見ると、肢体不自由が最も多く、平成28年度末現在で175,657人となっており、次いで、内部障がいの81,356人、聴覚・平衡機能障がいの25,239人、視覚障がいの16,879人、音声・言語・そしゃく機能障がいの3,051人の順となっています。

また、過去15年間の推移を見ると、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がいを除き増加しており、肢体不自由が11,467人増、内部障がいが24,470人増、音声・言語・そしゃく機能障がいが282人増となっています。

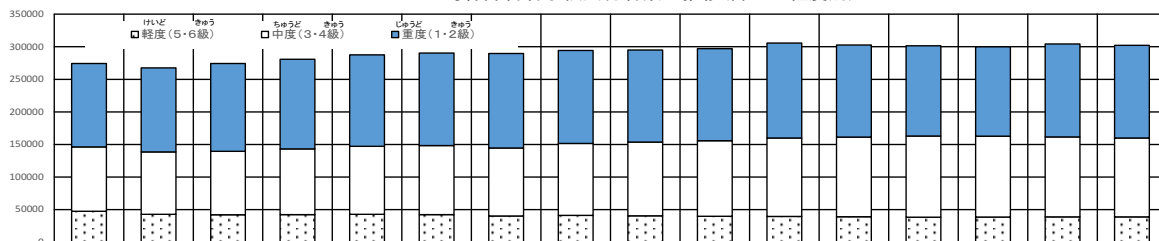
身体障害者手帳交付者数の推移(障がい種類別)



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
視覚障がい	21,302	19,648	19,631	19,586	19,557	19,290	18,768	18,648	18,488	18,097	18,070	17,716	17,329	17,149	17,157	16,879
聴覚・平衡機能障がい	29,227	27,992	27,983	28,329	28,652	28,561	27,383	27,048	26,848	26,368	26,310	25,836	25,355	25,213	25,336	25,239
音声・言語・そしゃく機能障がい	2,769	2,775	2,830	2,831	2,867	2,949	2,937	3,007	3,024	3,032	3,085	3,028	2,926	2,886	3,019	3,051
肢体不自由	164,190	159,376	163,148	166,702	170,728	172,190	172,347	174,996	174,291	175,608	182,281	179,285	178,975	176,591	178,726	175,657
内部障がい	56,886	57,788	60,635	63,323	65,826	67,479	68,257	70,611	72,241	73,923	76,045	76,831	76,972	77,927	80,133	81,356
合計	274,374	267,579	274,227	280,771	287,630	290,469	289,692	294,310	294,892	297,028	305,791	302,696	301,557	299,766	304,371	302,182

障がい程度別では、平成13年度末には、重度(1・2級)が128,108人、中度(3・4級)が98,808人だったのに対し、平成28年度末には、重度が142,079人、中度が121,142人とそれぞれ増加しています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障がい程度別)



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
重度(1・2級)	128,108	128,924	134,628	137,523	140,388	142,011	144,931	142,598	141,149	141,133	145,736	141,351	138,548	136,957	142,684	142,079
中度(3・4級)	98,808	95,781	97,426	100,750	104,256	106,042	104,406	110,552	113,157	115,936	120,333	122,213	124,604	124,124	122,804	121,142
軽度(5・6級)	47,458	42,874	42,173	42,498	42,986	42,416	40,355	41,160	40,586	39,959	39,722	39,132	38,405	38,685	38,883	38,961
合計	128,108	128,924	134,628	137,523	140,388	142,011	144,931	142,598	141,149	141,133	145,736	141,351	138,548	136,957	142,684	142,079

ち てきしやう
(2) 知的障がい

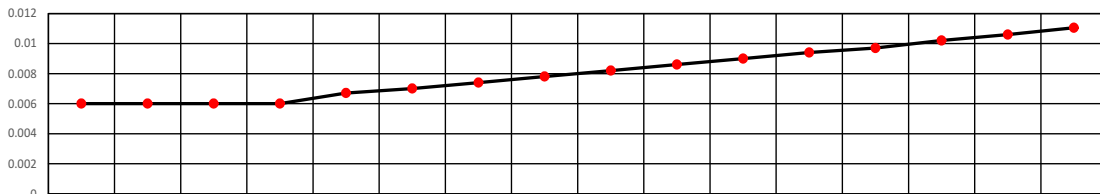
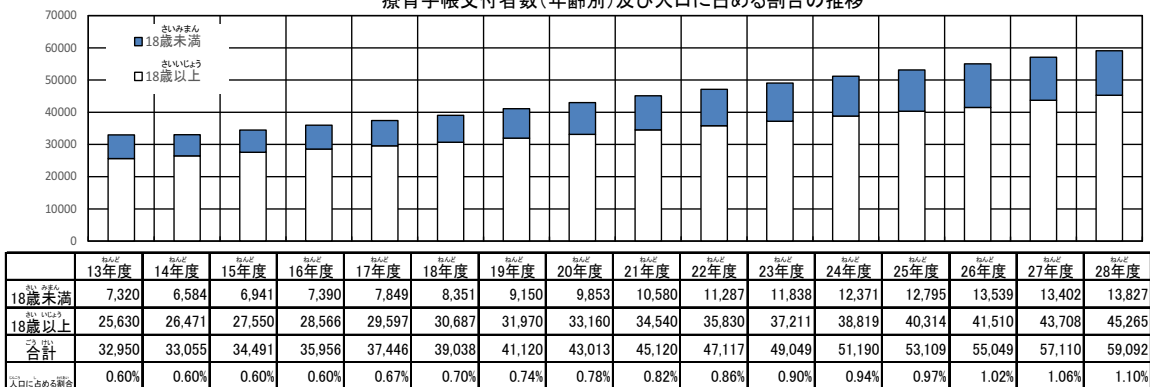
療育手帳交付者数は、平成28年度末現在で59,092人となっており、平成13年度末と比較すると、15年間で26,142人増加しています。

また、北海道の人口に占める割合は平成13年度末の0.60%から、平成28年度末で1.10%と、0.50ポイント増加しています。

年齢階層別に見ると、平成13年度末では18歳未満が7,320人だったものが、平成28年度末では13,827人と6,507人の増となっています。

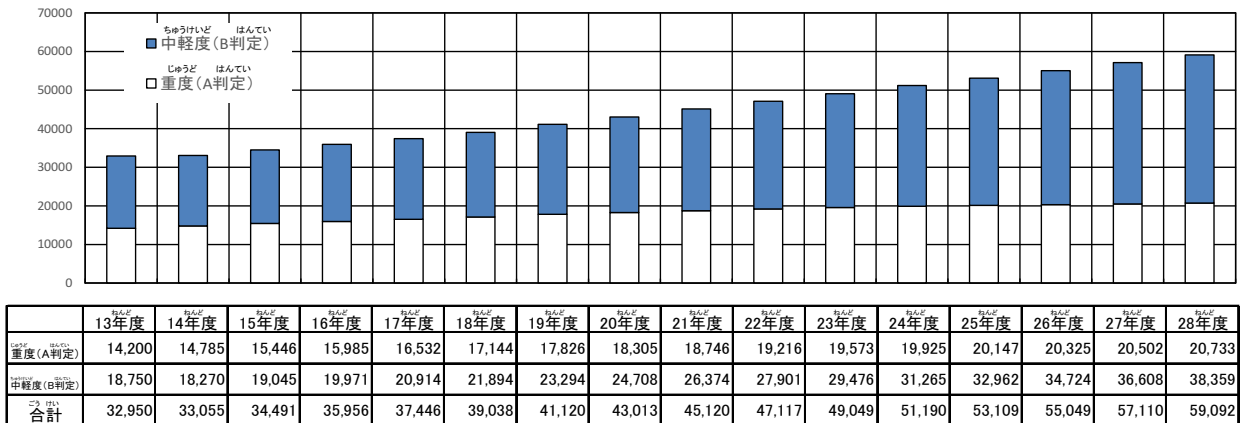
全国においては、1,044,573人で、人口比 0.8%となっています。

療育手帳交付者数(年齢別)及び人口に占める割合の推移



障がいの程度別に15年間の推移を見ると、重度（A判定）が6,533人、中軽度（B判定）が19,609人増加しています。

療育手帳交付者の推移(障がい程度別)

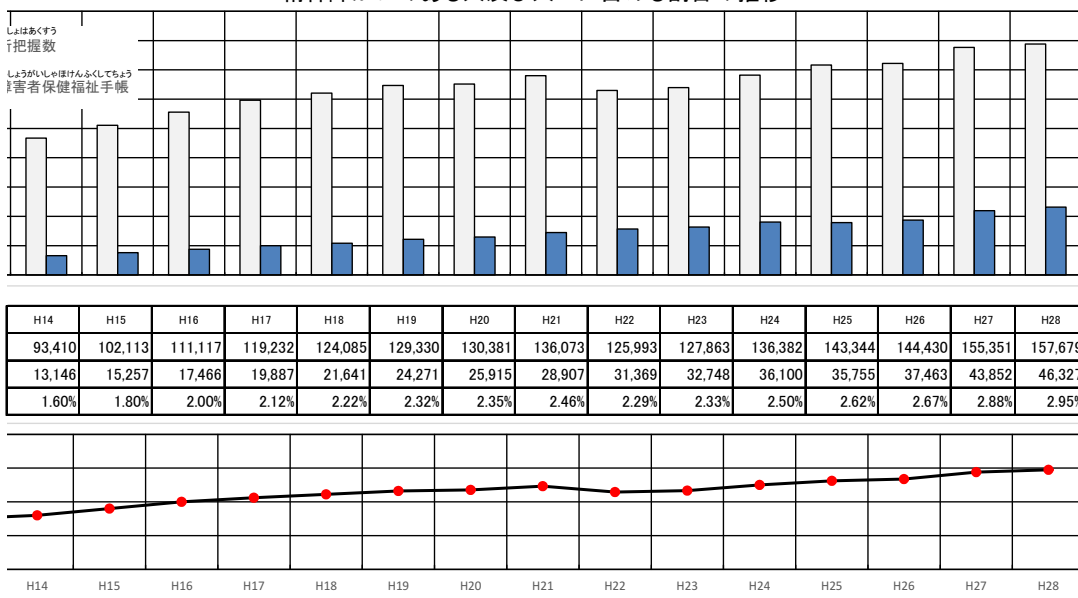


(3) 精神障がい

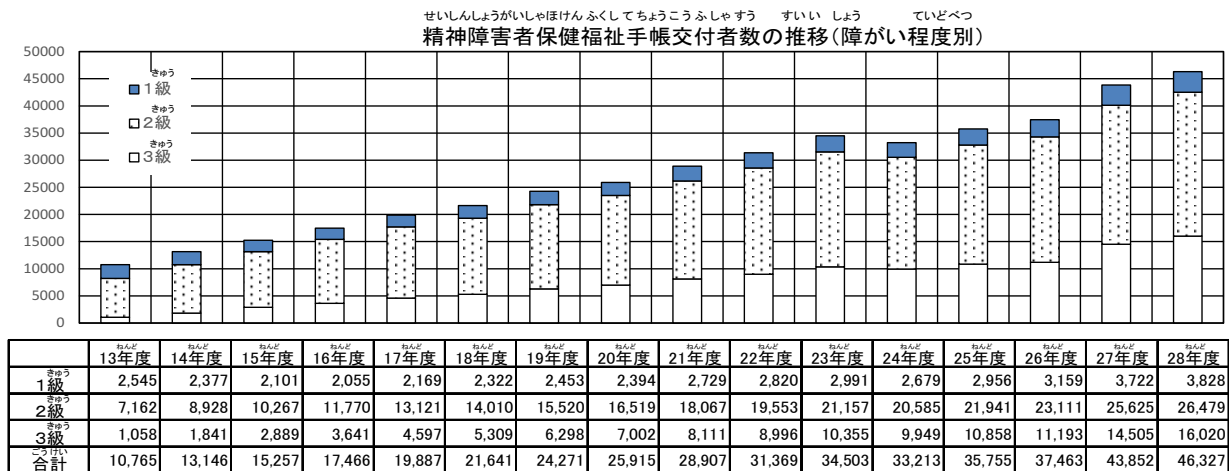
精神障害者保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいがある人の数は、平成28年度末現在で157,679人となっており、平成13年12月末と比較すると、15年間で72,350人増加しています。

また、北海道の人口に占める割合は平成13年度の1.50%から、平成28年度で2.95%と1.45ポイント増加しています。
全国においては、921,022人で、人口比0.7%となっています。

精神障がいのある人及び人口に占める割合の推移



なお、精神障害者保健福祉手帳交付者数は平成28年度末で46,327人となっており、平成13年度末から35,562人の増、障がいの程度別では、重度（1級）が1,283人、中度（2級）が19,317人、軽度（3級）が14,962人の増となっています。



〈発達障がい〉

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

〈高次脳機能障がい〉

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいが見られず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少ないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。平成23年8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障がい）の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、平成29年4月には358疾病に拡大されています。

2 障がいのある人を取り巻く環境の変化と課題

(1) 「障がい」に関する理解の変化

障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中で、障がいのある人の自立や社会参加への意識が高まっています。

しかし、社会の側には、障がいのある人や障がいに対する理解の不足、誤解や偏見などが存在し、これらを原因とする様々な社会的障壁の解消を図ることが必要です。

(2) 障がい福祉に関する法制度の変革

平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、必要なサービスを利用する仕組みを一元化するとともに、施設・事業体系が再編され、平成24年には障害者自立支援法が地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活、社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に改正され、10月には「障害者虐待防止法」が施行されました。

また、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、平成26年2月には「障害者の権利に関する条約」を批准、平成28年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため支援の拡充が図られたところです。

さらには、同年8月に発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が改正されました。

こうした制度の改正や新たな法律の制定に対応し、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤の整備、情報の提供、さらには、権利擁護やサービス評価の体制の確立など、障がい福祉施策の充実が必要です。

ち いきせいかつ き ぼうしや ぞう か
(3) 地域生活希望者の増加

居宅サービスが充実してきたことなどを背景として、障がいがあっても地域で生活したいという希望を持つ人が増えてきており、障がいのある人の自己決定を尊重した、より身近な地域でのサービスの提供体制の充実が必要です。

かんが かがた ふ きゆう
(4) バリアフリーの考え方の普及

道内においても、ユニバーサルデザインの考え方が普及している中、障がいのある人のみならず、行動上の制限を受ける人々が公共的な施設や交通機関等を円滑に利用できるよう、すべての人が暮らしやすいまちづくり、使いやすいものづくり、サービス・情報の提供、障がいと障がいのある人に対する理解、個性と人格の尊重など様々な取組を通じて、心、環境、情報などのバリアフリー化の促進が求められています。

あいしーていー じょうほうつうしん ぎ じゆう しんてん
(5) ICT（情報通信技術）の進展

インターネットをはじめとするICT（情報通信技術）*7の急速な進展により、障がいのある人の情報の収集や発信が容易になるなど、様々な支援技術が開発されています。

現在は過渡的な技術も含め、今後ますます技術の進展が期待できることから、誰もが使いやすいICT（情報通信技術）を活用し、情報格差の解消、自立や社会参加の促進、コミュニケーション機会の拡大など支援の充実を図ることが必要です。

第2章 施策の方向と主要施策

第1節 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援

《現状と課題》

高齢化の進展などにより、障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、自立意識や在宅志向が高まる中で、施設や病院で生活している重度・重複障がいのある人も含め、地域生活への移行を希望する人が増加し、障害福祉サービスだけでなく、医療的ケア*⁸や意思疎通支援など、障がいのある人及びその家族のニーズは多様化しています。

こうした中、障害者自立支援法の施行により、障がい種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、障がいのある人の生活を支える福祉サービスの体系が見直され、平成25年には、障害者総合支援法が施行されました。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

さらに、こうした制度改革に対応し、適切にサービスを提供するため人材の養成や確保が必要です。

《考え方》

どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

1 生活支援体制整備の充実

主要施策

(1) 生涯を通じた支援の確保

- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすためには、生涯を通じた支援が必要であることから市町村の協議会*⁹などを中心に、

市町村や教育委員会をはじめ、保健、医療、福祉、労働、経済その他地域の関係機関が連携して支援する体制づくりを促進します。

- 地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点*10」の整備を推進します。
- 障がいのある人が生涯を通じて必要な医療サービスを受けることができるよう、医療機関相互や医療機関と相談支援事業所等との連携の強化に取り組むなど、障がい特性に応じた受診しやすい環境の整備に努めます。

(2) 地域間格差への配慮

- 障害福祉サービス等の地域間の格差に配慮した人材の養成・確保や基盤整備、さらには、地域特性を踏まえた取組を促進します。
特に、規模の小さい自治体が多い本道の特性を踏まえ、身近な地域に必要なサービスが確保できるよう、多機能型や共生型*11などのサービス基盤の整備を促進します。

2 相談支援体制・地域移行支援の充実

主要施策

(1) 地域における相談支援体制の確保

- 地域様々な関係者が連携・協働する市町村の協議会のネットワーク機能により、障がいのある人やその家族等のニーズを受け止める相談支援体制が確保できるよう、北海道障がい者条例に基づき作成した「地域づくりガイドライン*12」を活用し市町村の取組を支援します。
また、障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター*13等との連携を図ります。
- 障がいのある人が身近な地域で、自らの意思に基づく決定による、相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援が受けられるような取組を推進します。
- 相談支援の窓口が、障がいのある人にとって相談しやすいものとなるよう、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな対応ができるピアスタッフ*14などの活用を図り、その活動を推進します。
- 市町村が設置する障害者相談員、精神障害者家族相談員、難病相談員、民生委員・児童委員等への情報の提供や研修による資質の向上を図り、障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制や機能の充実を図ります。

○ 心身障害者総合相談所^{*15}、児童相談所^{*16}、発達障害者支援（地域）センター^{*17}等が、地域では対応が難しい専門的な相談に応じるとともに、市町村に対する支援を行い、障がいのある人やその家族等が、身近な地域において専門的な相談支援が受けられるよう取り組みます。

○ 保健所に心の健康相談窓口を設置するとともに、精神保健福祉センター^{*18}と連携して市町村や関係機関に対する支援を行うほか、訪問による生活指導を実施するなど、精神障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の充実に努めます。

また、精神障がいのある人やその家族、地域住民等を対象とした講習会などを開催し、精神疾患や障がいに対する知識の普及を図ります。

(2) 地域移行・地域定着の促進

○ 市町村、一般相談支援事業者、施設などが連携する地域移行、地域定着の取組が円滑に進むよう、相談支援従事者の養成や必要な相談支援事業所の指定などに取り組みます。

(3) 圏域における取組

○ 市町村の協議会と連携しながら、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例^{*19}」（以下「北海道障がい者条例」という。）に基づき各総合振興局・振興局圏域ごとに設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会^{*20}」（以下「地域づくり委員会」という。）や、「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部調査部会^{*21}」において、障がいのある人の暮らしづらさの解消に向けた取組を促進します。

3 意思決定支援の推進

主要施策

(1) 意思決定支援の推進

○ 自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、「意思決定支援ガイドライン^{*22}」の普及を図ることなどにより、必要な支援を行います。

○ 知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が十分ではない人の成年後見制度^{*23}の利用を促進するため、市町村に対し、必要な経費について助成事業の活用を促すとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の取組について支援します。

4 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

主要施策

(1) 住まいの場の確保等

- 地域間の均衡に配慮し、重度障がいのある人も利用できるグループホームなどの計画的な整備を促進します。
- 障がいのある人が賃貸住宅などの生活の場を確保できるよう、入居受入れについて、住宅所有者や不動産業関係団体などの理解が促進されるよう努めます。

(2) 日中活動サービスの充実

- 障がい特性に応じた日中活動の場などを確保するため、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等の整備を促進します。
- 地域の医療機関との連携により、医療的ケアなどを必要とする重度の障がいのある子どもや障がいのある人が日中活動に参加したり、家族の休息（レスパイト）の確保ができるよう、地域の支援体制の充実に向けた取組を促進します。
- 市町村が地域の実情に応じ実施する地域活動支援センターや日中一時支援などの地域生活支援事業^{*24}の取組を支援します。

(3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実

- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続させるため、入所施設の有する人材、ノウハウなどを活用する取組を促進します。
- 障がいのある人がどこに暮らしていてもニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスや短期入所の計画的な基盤整備を促進します。
- 障がいのある人の移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業）の充実を図るとともに、身体障がい者用自動車の改造など市町村が行う地域生活支援事業を支援します。
- ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした在宅福祉サービスの充実に努めるほか、難病の特性に応じた適切な福祉サービスの利用を促進します。
- 高齢化の進展などにより、介護や医療的ケアを必要とする障がいのある人が増加しており、国の制度見直しに合わせ、障がいのある人の高齢化、重度化に対応した取組を進めます。
- 身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする身体障害者補助犬^{*25}

もうどうけん かいじよけん ちようどうけん ふ きゆうけいはつ つと どうみん りかい しんたい しよう
(盲導犬・介助犬・聴導犬)の普及啓発に努め、道民の理解や身体に障がいの
ある人などの利用の促進を図るとともに、その育成等を促進します。

- 自動車税の減免や、公共交通機関等の割引制度などの充実について、国など関係機関等への要請に努めます。

(4) 障害者支援施設機能の充実

- 障害者支援施設において、自立訓練、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。

- 障がいのある人の高齢化や重度化などに対応した介護や医療的ケアなどのサービスが確保できるよう、施設設備の充実などについて国への要請に努めます。

(5) サービスの質の向上

- 利用者一人ひとりの意向や障がい特性などに応じた良質なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。

- 施設サービスに関する苦情解決の仕組みを広く道民に周知するとともに、第三者機関によるサービスの質の評価、その結果公表を促進し、利用者に対するサービスの質の向上に努めます。

- 障がいのある人やその家族等が地域で利用できるサービス提供事業者の状況を把握できるよう、指定障害福祉サービス事業者の指定に関する情報を公表します。

(6) 道立施設の機能強化

- 子ども総合医療・療育センターにおいて、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を提供する特定機能周産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センター、医療的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が連携し複合的なサービスの提供に努めます。

- 心身障害者総合相談所、児童相談所、精神保健福祉センター等における専門的な相談に対応する機能の充実や関係相互の連携強化を図り、きめ細やかな情報提供や支援が行えるよう努めます。

(7) 福祉用具の普及促進、利用支援

- 障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で、重要な役割を果たす補装具の効果的な利用を促進するため、心身障害者総合相談所及び支所において、多種多様な品目や給付制度の活用に関する情報提供や相談対応に努めます。

- 心身障害者総合相談所において、補装具の研究開発情報などの収集を行い、市町村や民間事業者への情報の提供に努めます。

- 技術開発の進歩が著しいICT（情報通信技術）を活用し、重度の障がいのある人の生活の利便性の向上や社会参加が図られるよう、市町村における障がい特性に応じたパソコン周辺機器やアプリケーション*26の普及促進に努めます。

5 人材の養成・確保

主要施策

(1) 福祉関係職種の養成・確保等

- 障害福祉サービスの利用に関する相談に応じ、サービス等利用計画策定の中心的な役割を担う相談支援専門員や、サービス提供プロセスを管理するサービス管理責任者等の養成に努めます。

さらに、相談支援専門員とサービス管理責任者等が連携し、チームで支援する本人中心のケアマネジメントの確立と定着を促進します。

- 障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化などにも対応した、社会福祉士、介護福祉士などの福祉関係専門職員の養成・確保を図るため、修学資金の貸付けや福祉人材センター及び福祉人材バンクを通じた人材の確保に努めます。

(2) 保健・医療関係職種の養成・確保

- 医師、保健師、看護師等、保健医療に従事する専門職種の養成・確保を図るため、修学資金の貸付けや、現在就業していない保健師、看護師等の再就業の促進など人材の確保に努めます。

(3) サービス提供の担い手の確保

- サービス提供の担い手となる訪問系サービス従事者（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）、たん吸引従事者等の地域での養成を促進します。

(4) 各種研修の充実

- 福祉関係職員の知識・技術の向上を図るため、職種や業務経験に応じた計画的、体系的な研修を行い、障がいのある人を中心としたケアマネジメントや相談支援など、地域で新たに求められている機能の確保に努めます。

- 福祉と連携した質の高い保健・医療を担う人材を養成するため、保健・医療関係職種に対する研修機会の拡大等による専門技術の向上や福祉知識の習得などの支援に努めます。

- 市町村における保健活動の充実のため、保健師、栄養士などの研修を行うなど資質の向上に努めます。

- 児童相談所や心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター等、道立施設職員の知識・技術の向上を図るため、研修などの実施に努めます。

(5) 就業環境の整備

- 就業環境を改善し、誇りと生きがいをもって業務に従事することができるよう、福利厚生や育児休業、介護休業などの普及に努めます。

6 生活安定施策の推進

主要施策

(1) 年金等の充実

- 各種年金等の充実を国に働きかけるとともに、制度の周知に努めます。
- 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、生活資金、事業を営むために必要な資金の貸付けを行います。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、燃料費など冬期間の増嵩経費について、市町村が行う経済的支援の取組に対する支援に努めます。

《現状と課題》

生涯を通じ、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに、退院後の地域生活に支援が必要です。

さらに、児童思春期の心の問題、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防、高次脳機能障がいのある人に対する支援が必要です。

《考え方》

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

1 適切な保健・医療の提供

主要施策

(1) 保健活動の基盤整備

○ 市町村保健センター*27(類似施設を含む。)を拠点として、市町村における一貫した保健サービスが円滑に提供されるよう、保健所による専門的・技術的支援に努めます。

(2) 小児に対する高度・専門的な医療の提供

○ 子ども総合医療・療育センターは、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を提供する特定機能周産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センター、医療的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が連携し複合的なサービスの提供に努めます。

(3) リハビリテーション医療体制の整備

○ 保健・医療・福祉の関係機関が連携し、急性期治療後のリハビリテーションから地域リハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保を図り、障がいのある人や難病のある人などに対し適切なリハビリテーションが提供されるよう努めます。

- 交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって記憶、認知、言語、判断といった脳の領域にダメージを受けた、高次脳機能障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の整備やリハビリテーションの提供に努めます。

(4) 歯科保健医療体制の充実

- 北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより、障がいのある人が身近なところで歯科保健医療サービスが受けられるよう歯科医師会等と連携し、体制の整備に努めます。

(5) 医療給付等の充実

- 公費負担医療制度の適正な運営を図るなど、特定疾患患者等や医療が必要な障がいのある人などが安心して適切な医療を受けられるよう努めます。
- 関係機関・団体と連携し、臓器移植に関する正しい知識の普及・啓発を一層推進するとともに、骨髄バンクへのドナー登録を促進することなどにより、臓器及び骨髄提供体制の整備を進めます。
- 身体障がいを除去、軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を行います。
- 障がいのある人の人権に配慮した適切な医療の提供が図られるよう努めます。

2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

主要施策

(1) 周産期医療の充実

- 地域において、妊娠、出産から新生児期に至る周産期医療体制を確保するため、周産期母子医療センター^{*28}の整備や周産期救急情報システム^{*29}による情報提供を行うなど、周産期医療体制の整備を進めることにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進に努めます。

(2) 母子保健活動の推進等

- 障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など子どもと親に寄り添った支援の手がかりを見いだして早期の支援につなげるよう、乳幼児健康診査や子育て支援などの市町村における母子保健活動の充実を支援します。
- 児童の精神的健康を保持し、ひきこもり、家庭内暴力、薬物乱用といった児童思春期の心の問題への対応に努めます。

(3) 中高年期の予防対策の充実

- がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の発症予防や重症化予防として、適切な食事・運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。
- 生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関し、生活習慣の改善を促進します。
- 障がいが重くなったり、他の症状が現れるなどのいわゆる二次障がいの実態や原因の把握に努め、その予防方法や対策についての研究を進めます。
- うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談支援体制や自殺対策の充実に努めます。

3 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実

主要施策

(1) 精神障がい者施策の充実

- 地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び関係機関への技術的支援及び広報、研修、相談など、精神保健福祉の総合的な拠点としての精神保健福祉センターの機能の充実に努めます。
- 精神障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制、地域における精神医療対策や精神科リハビリテーションの充実に努めます。
- 休日・夜間等における緊急な精神科医療を必要とする精神障がいのある人のために、精神科救急医療体制を整備し、適切な医療及び保護の機会の確保を図ります。
- 精神障がいのある人の地域生活を支援するため、市町村の地域生活支援体制づくりを広域的に支援するとともに、グループホームなどの住まいの場や就労継続支援などの日中活動の場の確保、自助グループの活動支援など、総合的な取組を促進します。
- 精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{*30}の構築を促進します。

（2）難病対策の充実

- 専門医療機関が都市部に集中するなど地域的に偏在することから、高度・専門医療を担う地方センター病院^{※1}等における、専門医による訪問検診、保健師による訪問指導・相談など在宅患者対策の充実に努めます。
さらに、難病の特性に応じた適切な福祉サービスや福祉サービスを利用する上で必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。
- 難病の発生原因、治療方法の研究調査、専門医療機関の充実とともに、医療費の公費負担による治療研究の推進や、関係機関への支援に努めます。
- 難病のある人やその家族等を対象とした医療や日常生活に係る相談、研修を実施し、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。
- 難病のある人や障がいのある在宅療養者を対象に、口腔ケアサービスを提供し、療養生活の質的充実に努めます。

第2節 自立と社会参加の促進

Ⅲ 療育・教育

《現状と課題》

子ども・子育て支援法の「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・重複化、多様化や障がい特性に配慮した支援・教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

また、障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン^{*32}（包容）を推進する必要があります。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえたインクルーシブ教育システム^{*33}の構築をめざし、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する特別支援教育の充実を図るとともに、可能な限り障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けられるよう配慮する必要があります。

《考え方》

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

また、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育などの支援が受けられる体制の整備を促進します。

1 障がいのある子どもに対する支援の充実

主要施策

(1) 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 発達^{はつたつ}の遅れ^{おく}や障がい^{しょうがい}のある子ども^{こども}の、子ども^{こども}としての育ち^{そだち}を保障^{ほしょう}し、必要^{ひつよう}な支援^{しえん}や適切な療育^{てきせつ りよういく}を行う^{おこな}ため、児童相談所^{じどうそうだんしよ}、保健所^{ほけんしよ}、市町村^{しちようそん}、教育委員会^{きよういく いんかい}、医療機関^{りようきかん}、児童福祉施設^{じどうふくし しせつ}、学校^{がっこう}など、地域^{ちいき}の関係機関^{かんけいきかん}が連携^{れんけい}し、乳幼児期^{にゅうようじ}から学齢期^{がくれいき}、学齢期^{がくれいき}から成人期^{せいじんき}へ一貫^{いつかん}した支援^{しえん}に努め^{つと}ます。
- 発達^{はつたつ}の遅れ^{おく}や障がい^{しょうがい}を可能な限り^{かのう かぎり}早期^{そうき}に発見^{はつけん}し、早期^{そうき}支援^{しえん}へつなげ^{つと}るため、子育て^{こそだ}をする親^{おや}の思い^{おも}に寄り添い^{よそ}、支援^{しえん}する視点^{してん}から乳幼児健康診査^{にゅうようじけんこうしんさ}の充実^{じゆうじつ}に努め^{つと}るなど、市町村^{しちようそん}における母子保健活動^{ぼしほけんかつどう}を支援^{しえん}します。
- 昼間^{ひるま}、保護者^{ほごしや}がいない児童^{じどう}に生活^{せいかつ}と遊び^{あそ}の場^ばを提供^{ていきよう}する放課後児童クラブ^{ほうかごじどう}での障がい^{しょうがい}のある児童^{じどう}の受入れ^{うけいれ}を促進^{そくしん}します。
- 特別支援連携協議会^{とくべつしえんれんけいきようぎかい}と市町村^{しちようそん}の協議会^{きようぎかい}が、個別^{こべつ}の教育支援計画^{きよういくしえんけいかく}と障害児支援^{しょうがいじしえん}利用計画^{りようけいかく}との情報^{じようほう}の共有化^{きようゆうか}を図り^{はか}、連携^{れんけい}した支援^{しえん}の促進^{そくしん}に努め^{つと}ます。

(2) 子ども発達支援の推進

- 発達^{はつたつ}の遅れ^{おく}や障がい^{しょうがい}のある子ども^{こども}とその家族^{かぞく}が、身近^{みぢか}な地域^{ちいき}で必要^{ひつよう}な療育^{りよういく}などの支援^{しえん}が受けられるよう、地域^{ちいき}の支援者^{しえんしや}へ道立^{どうりつ}の障害児入所施設^{しょうがいじにゅうしよしせつ}や発達障害^{はつたつしょうがい}者支援^{しやしえん}（地域^{ちいき}）センター^{せんもんてきしえんぎじゆつ}が、専門的支援技術^{せんもんてきしえんぎじゆつ}を助言^{じゆげん}し、支援技術^{しえんぎじゆつ}の向上^{こうじよう}に努め^{つと}るとともに、地域^{ちいき}で対応^{たいおう}が困難^{こんなん}な方の専門的支援^{せんもんてきしえん}について、地域^{ちいき}の支援者^{しえんしや}とともに対応^{たいおう}する体制^{たいせい}を整備^{せいび}します。
- 地域^{ちいき}において一体的な子ども発達支援体制^{いつたいてきこはつたつしえんたいせい}の確保^{かくほ}が図られるよう、児童発達支援^{じどうはつたつしえん}センターや児童発達支援センター^{じどうはつたつしえん}と同等^{どうとう}の機能^{きのう}を有する市町村子ども発達支援^{しちようそんこはつたつしえん}センターが中核^{ちゆうかく}となり、障害児相談支援^{しょうがいじそうだんしえん}や障害児通所支援^{しょうがいじつうしよしえん}、障害児入所支援^{しょうがいじにゅうしよしえん}などの関係機関^{かんけいきかん}の連携体制^{れんけいたいせい}整備^{せいび}を促進^{そくしん}します。
- 障がい^{しょうがい}のある子ども^{こども}を持つ家族^{かぞく}の子育て^{こそだ}の不安^{ふあん}を軽減^{けいげん}するため、同じ障がい^{おなじしょうがい}を持つ子^もの保護者^{ほごしや}が相談対応^{そうだんたいおう}を行うととともに、日中一時支援^{にちちゆういちじしえん}や短期入所等^{たんきにゅうしよとうり}の利用^りを進め^{すす}ます。
- 市町村^{しちようそん}で保健・福祉・教育等^{ほけんふくしきよういくとう}との連携体制^{れんけいたいせい}を進めるために、振興局^{しんこうきよく}が行う発達支援^{はつたつしえん}に関する関係職員^{かんけいしよくいん}の研修^{けんしゆう}と教育局^{きよういくきよく}が行う特別支援教育^{とくべつしえんきよういく}に関するセミナー^かとを合同^{ごうどう}で開催^{かいさい}するなどし、関係機関^{かんけいきかん}が情報共有^{じようほうきようゆう}を図るよう努め^{つと}ます。

○ 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画とを一体的に活用し、また、サービス利用の際の障害児支援利用計画等や事業所で作成される個別支援計画等を含めて連動した支援となるよう努めます。

○ 市町村の協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する「発達支援推進協議会」と「広域特別支援連携協議会^{*34}」がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。

○ 地域において、連携体制が構築されるよう発達障害者支援（地域）センターが発達障がいに関する総合的な助言及び情報提供、研修等を行い、地域における支援体制の充実を促進します。

2 学校教育の充実

主要施策

(1) 教育相談・支援体制の整備

○ 教育委員会や学校などにおいて、保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター等と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

○ 教育支援計画作成の意義について普及を図るとともに、学校間はもとより、学校と保育所や幼稚園、子ども発達支援センター^{*35}等の関係機関、卒業後の就労先などとの間で、個別の教育支援計画等の引継ぎが円滑に行われるよう、相互の連携を促進します。

○ 就学にあたって、本人・保護者等に対し、十分情報提供をしつつ、その意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成が行われるよう、関係機関と連携の下、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

○ 聴覚障がいのある子どもの早期療育体制を図るため、道立聾学校において聴覚障がいのある乳幼児を対象とした相談・支援を行います。

(2) 幼児・義務教育の充実

- 発達^{はつたつ}の遅れ^{おく}や障^{しょう}がいのある^{しゅう}幼児^{じゅうじつ}に対して^{たい}、保健^{ほけん}・医療^{いりょう}・福祉^{ふくし}関係^{かんけい}機関^{きかん}等^{とう}が連携^{れんけい}して^{して}、教育^{きょういく}相談^{そうだん}を推進^{すいしん}するとともに^{とともに}、小^{しょう}・中^{ちゅう}学校^{がっこう}における^に児童^{じどうせい}生徒^とに対する^{たい}指導^{しどう}や支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}のための^{ため}教育^{きょういく}環境^{かんきょう}の整備^{せいび}、並びに^{なら}就学^{じゅうがく}動向^{どうこう}や障^{しょう}がい^{じゅうたい}の状態^{おう}に応^おじた特別^{とくべつ}支援^{しえん}学校^{がっこう}の整備^{せいび}など義務^{ぎむ}教育^{きょういく}の充実^{じゅうじつ}に努^{つと}めます。

(3) 後期中等教育の充実

- 障^{しょう}がいのある^{せいと}生徒^{せいと}の後期^{こうき}中等^{ちゅうとう}教育^{きょういく}の機会^{きかい}を確保^{かくほ}するため^{ため}、職業^{しよくぎ}学科^{ぎょうか}を設置^{せつち}する特別^{とくべつ}支援^{しえん}学校^{がっこう}高等^{こうとう}部^ぶなど、受入^{うけい}体制^{たいせい}の整備^{せいび}に努^{つと}めます。

(4) キャリア教育・職業教育の充実

- 将来^{しやうらい}の自立^{じりつ}に向けて^む、勤労^{きんろう}観^{かん}や職業^{しよくぎ}観^{かん}の育成^{いくせい}を図^{はか}るキャリア^{きょういく}教育^{すいしん}を推進^{すいしん}するとともに^{とともに}、卒業^{そつぎょう}後の^ご進路^{しんろ}を円滑^{えんかつ}に確保^{かくほ}するため^{ため}、学校^{がっこう}、児童^{じどうせい}相談^{そうだん}所^{しよ}、心身^{しんしん}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}総合^{そうごう}相談^{そうだん}所^{しよ}、公共^{こうき}職業^{ぎょうしよく}安定^{あんてい}所^{じよ}（ハロー^{はろー}ワーク^{わーく}）、障^{しょう}害^{がい}者^{しや}就^{しゅう}業^{ぎょう}・生活^{せいかつ}支援^{しえん}センター^{せんたー}*36、企業^{きぎょう}等^{とう}の連携^{れんけい}のもとに^{もと}、個々^{こご}の希望^{きぼう}や障^{しょう}がい^{しゅうじつ}特性^{とくせい}等^{とう}に応^おじた進路^{しんろ}指導^{しどう}や就^{しゅう}労^{らう}支援^{しえん}を計画的^{けいかくてき}、組織^{そしきてき}的に進^{すす}めます。

(5) 交流及び共同学習等の充実

- 障^{しょう}がいのある^{じどうせい}児童^{じどうせい}生徒^とと障^{しょう}がいのない^{しゅう}児童^{じどうせい}生徒^とが体験^{たいけん}的な^{てき}学習^{がくしゅう}を通過^{とお}して互^{たが}いに理解^{りかい}を深^{ふか}める交流^{こうりゅう}及び共同^{きょうどう}学習^{がくしゅう}を一層^{いつそう}推進^{すいしん}するとともに^{とともに}、児童^{じどうせい}生徒^のボランティア^{じどうせい}活動^{かつどう}の取組^{とりぐみ}を推進^{すいしん}し、高齡^{こうれい}者^{しや}や障^{しょう}がいのある^{しゅう}人^{ひと}との遊び^{あそ}やものづくり^{つくり}等^{とう}を通過^{とお}したふれあい^{こうりゅう}や交流^{きょういく}など教育^{がくしゅう}活動^{かつどう}を充実^{じゅうじつ}します。
- 特別^{とくべつ}支援^{しえん}学校^{がっこう}等^{とう}の教育^{きょういく}活動^{かつどう}の公開^{こうかい}やホーム^{じゅうほう}ページ^{はつしん}による^{による}情報^{じょうほう}発信^{はつしん}などを通して^{とお}て、特別^{とくべつ}支援^{しえん}教育^{きょういく}に対する^{たい}理解^{りかい}・啓発^{けいはつ}を進^{すす}めます。

(6) 障がいの特性に配慮した教育の充実

- 障^{しょう}がいの重度^{じゅうど}・重複^{じゅうふく}化^か、多様^{たよう}化^かに対応^{たいお}するため^{ため}、医療^{いりょう}機関^{きかん}等^{とう}との密接^{みつせつ}な連携^{れんけい}を図^{はか}るとともに^{とともに}、自立^{じりつ}活動^{かつどう}担当^{たんとう}教員^{きょういん}の育成^{いくせい}・確保^{かくほ}に努^{つと}めます。
- 障^{しょう}がいの特性^{とくせい}に応^おじた指導^{しどう}やICT^{あいしーてい}（情報^{じょうほう}通信^{つうしん}技術^{ぎじゆつ}）を活用^{かつよう}した指導^{しどう}等^{とう}を効果^{こうか}的^{てき}に行^{おこな}うための施設^{しせつ}設備^{せつせつ}の整備^{せいび}や、医療^{いりょう}的^{てき}ケア^{けあ}に対応^{たいお}するための看護^{かんご}師^しの配置^{はいち}など、教育^{きょういく}環境^{かんきょう}の整備^{せいび}に努^{つと}めます。
- 訪問^{ほうもん}教育^{きょういく}を充実^{じゅうじつ}するため^{ため}、指導^{しどう}内容^{ないよう}・方法^{ほうほう}等^{とう}の改善^{かいぜん}や教材^{きょうざい}・教具^{きょうぐ}の開^{かい}発^{はつ}の促^{そく}進^{しん}に努^{つと}めます。
- 幼稚園^{ようちえん}、小^{しょう}・中^{ちゅう}学校^{がっこう}、高等^{こうとう}学校^{がっこう}等^{とう}における^に発達^{はつたつ}障^{しょう}がい^{しゅう}を含む^{ふく}障^{しょう}がいのある^{しゅう}幼^{よう}児^じ児童^{じどうせい}生徒^の特性^{とくせい}に応^おじた指導^{しどう}や支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}に努^{つと}めます。
また、特別^{とくべつ}支援^{しえん}教育^{きょういく}支援^{しえん}員^{いん}*37の配置^{はいち}など、教育^{きょういく}環境^{かんきょう}の整備^{せいび}の促^{そく}進^{しん}に努^{つと}めます。

けんしゆう ちよう さ けんきゆう じゆうじつ
(7) 研修、調査研究の充実

- 児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、道立特別支援教育センター^{*38}における特別支援教育に関する総合的研究、相談事業、特別支援教育関係職員の研修等の充実に努めます。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教職員の専門性を高めるため、特別支援学校等と連携を図り、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。

いりようてき ひつよう こ し えん じゆうじつ
3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

し ゆう しょう し さく
主要施策

ざいたく とう じゆうじつ
(1) 在宅サービス等の充実

- 常時介護を必要とする障がいのある子どもが自らが選択した地域で生活できるように日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実に努めるとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- 本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、必要な医療や福祉等に関する情報提供の強化を図るなど、支援体制の充実に努めます。

ち い き かんけい き かん れんけいたいせい こうちく
(2) 地域・関係機関における連携体制の構築

- 医療的ケアなど必要とする重度の障がいのある子どもへの支援の充実に努めるため、各圏域、各市町村における協議の場の設置を進めるなど、地域や関係機関における連携体制の構築に努めます。

IV 就労支援

《現状と課題》

就労を希望する障がいのある人を取り巻く本道の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。

このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

道内各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、福祉施設等からの一般就労の推進、多様な就労の機会の確保、福祉的就労の底上げが必要です。

《考え方》

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

1 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

主要施策

(1) 道民等の理解の促進

- 障がいのある人の雇用への理解を深めるため、障がい者多数雇用事業所等に対する表彰の実施など、広く道民や企業などに向けた広報、啓発を行い、授産事業所や障がい者雇用企業等からの購買などを促進します。

(2) 企業・行政の取組の推進

- 北海道障がい者条例に基づく障がい者就労支援企業認証制度^{*39}などにより、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、企業などの就労支援の取組を広く道民等に周知します。
- 「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、授産事業所や障がいのある人を雇用している企業等への発注に努めます。

(3) 指定法人における取組の推進

- 北海道障がい者条例に基づく指定法人^{*40}において、民間ノウハウを活用した一元的な就労支援施策を推進します。

2 一般就労の推進

主要施策

(1) 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議^{*41}などにおいて、労働関係機関と、教育、保健福祉関係機関の連携の強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の雇用を促進します。

(2) 移行サポート体制の整備

- 障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関が連携し、障がいのある人の一般就労への移行を支援する体制づくりを促進します。
- 障がいのある人の職場での実習・体験の場の拡大に努めます。
- 障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間教育訓練機関等への委託訓練のほか、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）^{*42}への参加などによる知識・技能の習得及び向上を支援し、就業の促進を図ります。
- 地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。

(3) 障がい者雇用企業や職場定着への支援

- 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成制度や職場適応訓練、障害者トリアル雇用^{*43}、職場適応援助者（ジョブコーチ）^{*44}などの周知に努め、活用を促進します。

(4) 就労支援サービスの質の向上

- 道内各地でセミナーや研修会を開催し、就労系サービス事業所、特別支援学校の就労支援担当職員等の資質向上を図ります。
- 就労系サービス事業所を対象とした自己評価の制度導入を促進するとともに、就労支援に関する研修を体系化し、サービスの質の向上を図ります。

3 多様な就労の機会の確保

主要施策

(1) 地域特性等を活かした就労機会の確保

- 障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障害福祉サービス事業所等における就労の場や、障がい特性を踏まえた職域の開拓など、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。

- 地域の行政、企業、経済団体、福祉団体などと連携・協力し、地域の基幹産業とタイアップした就労機会の確保に努めます。

(2) 施設外就労等の就労形態の普及促進

- 施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進します。
- 障がいのある人の農業分野における就労（農福連携^{*45}）の取組など、地場産業や企業、市町村など地域における新たな業態、業種の開拓・確保に努めます。

(3) ICT等を活かした在宅就労等の推進

- 通勤が困難な障がいのある人等に対し、ICT（情報通信技術）などを用いた在宅就業を促進します。
- 創業を目指す障がいのある人を支援するため、取組事例に関する情報の提供に努めるとともに、専門家による指導・助言を行います。
- 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、新規開業に必要な資金を貸付けします。
また、道内に拠点を設け開業を目指す人への助成や融資を行います。

4 福祉的就労の底上げ

主要施策

(1) 授産事業所の収益力の向上

- 授産事業所における経営力、営業力の向上や魅力ある製品づくりとサービスの質の向上などに向けた取組を促進します。

(2) 製品等の販路拡大

- 企業が発注する業務を複数の授産事業所で共同受注するシステムの充実を図るとともに、授産製品・役務に関する情報提供や企業ニーズの収集などを行い、授産製品等の販路拡大などに向けた取組を促進します。
- 民間企業と連携・協働し、大型商業施設等での販売機会の拡大や多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大などに向けた取組を促進します。

げんじょう かだい
《現状と課題》

しょう ひと ち いきしやかい いちいん ちやうないかいかつどう ち いき かつどう
障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、
ぶん か かつどう とうじしや じしゆできかつどう ち いき さまざま かつどう さん か
文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加
し、せいかつ しつ こうじやう じ こ じつげん はか き かい じゆうじつ さん か そくしん かんきやう
し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づく
りが求められています。

しょう ひと しゆたいてき ち いき かつどう さん か じやうほうていきやう
さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供
や、ぶん か かつどう しょうがいがくしゆう かくだい い し そつうしゆだん かく ほ い どう
スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動
かん し えん じゆうじつ はか ひつやう
に関する支援などの充実を図る必要があります。

かんが かつ
《考え方》

しょう ひと みずか せんたく けつてい さん か さまざま かつどう
障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することできる様々な活動
の機会を増やすとともに、しょうがい ひと しやかいさん か かつやく
の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍でき
るよう、しやかい ぼ めん こうじやう かん
社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環
きやうせい ひ そくしん
境整備を促進します。

しょう ひと ち いきじゆうみんとう こうりゆう ぼ せい び い し そつうしゆだん
さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段
かく ほ い どう かん し えん りやうそくしん つと
の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

しやかいさんか そくしん
1 社会参加の促進

しゆ じやう し さく
主要施策

しやかいさんか そくしんたいさく すいしんどう
(1) 社会参加促進対策の推進等

- しょう ひと しやかいさんか そくしん しょう しやだんたいとう きやうりよく
障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体等と協力しながら
かくしゆ じぎやう じつし しちやうそん ち いき じつじやう おう じつし ち いきせいかつ
各種事業を実施するとともに、市町村が地域の実状に応じて実施する地域生活
し えん じぎやう とりくみ そくしん
支援事業の取組を促進します。
- しょう ひとみずか しやかいさんか そくしん ほつかいどうしょうがいしやしやかいさんか すいしん
障がいのある人自らの社会参加を促進するため、北海道障害者社会参加推進
おこな しやかいさんか かつどう かん そうだん じやうほう しゆうしゆう ていきやう とりくみ
センターが行う、社会参加活動に関する相談や、情報の収集・提供の取組を
そくしん
促進します。
- ち いき おこな さまざま ぎやうじ じゆうみんかつどう ち いきしやかい いちいん しょう
地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障が
ひと さんか しゆさいしや きかく だんかい しょう ひと
いのある人たちが参加しやすいよう、主催者が企画の段階から障がいのある人
さんかく こうりてき はいりよ そくしん さまざま き かい しゆうち つと
の参画や合理的な配慮が促進されるよう、様々な機会をとらえ周知に努めます。
- しょう ひと ち いきじゆうみん ち いき すいしん かん
障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観
てん きやうせいがた じぎやう かつやう しょう ひと ち いきじゆうみんとう こうりゆう ぼ
点から、共生型事業^{*46}を活用し、障がいのある人と地域住民等が交流する場の
せい び そくしん
整備を促進します。

- 地域活動を行おうとする障がいのある人たちを支援するため、NPO法人の設立等に関する相談や助言に努めます。

(2) 意思疎通手段の確保等

- 聴覚障がいのある人が、手話、要約筆記など、意思疎通のための手段を選択する機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についても選択の機会が拡大されるよう努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人に対し、点字広報や字幕入りビデオなどによる情報提供に努めます。
- 技術開発の進歩が著しいICT（情報通信技術）を活用した誰もが使いやすい情報提供や意思疎通手段の確保を積極的に促進します。

(3) 移動に関する支援の確保

- 障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護、移動支援事業）の利用を促進するとともに、障がいのある人の移動手段の必要性や合理的な配慮について、市町村、イベントや住民活動の主催者、交通事業者などに広く周知し、移動が円滑に行えるよう支援に努めます。

(4) ボランティアとの連携

- ボランティアの養成・派遣を通じて障がいのある人の社会参加を推進する市町村の取組の支援に努めます。
- 市町村がボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすい体制の整備を行う取組を支援します。

(5) 社会参加のための生活訓練の実施

- 入所、通所又は訪問による各種訓練（日常生活動作訓練、歩行訓練、点字訓練、福祉用具の使用訓練等）を実施し、中途視覚障害者への支援に努めます。
- 食道発音訓練、人工咽頭による発音訓練等を行い、疾病等により咽頭を摘出した人への支援に努めます。
- 健康、文化、防災など社会生活に必要な知識習得のための講座を開催し、視覚障がいや聴覚障がいのある人などへの支援に努めます。

2 スポーツ・文化活動の振興

主要施策

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

- 全国障害者スポーツ大会への選手派遣や、はまなす車いすマラソンなどの障がい者スポーツ大会の開催により障がい者スポーツ活動への参加機会の拡大と一般市民との交流を図るとともに、道民の障がい者スポーツへの理解を促進し、障がいのある人のスポーツ振興の中核的役割を担う、北海道障がい者スポーツ協会の活動への支援に努めます。
- 障がい特性に応じた多様なスポーツ・レクリエーションの普及を図るため、スポーツ指導員や審判員の養成、レクリエーション教室の開催、スポーツ設備のバリアフリー化などの促進に努めます。

(2) 芸術・文化活動の振興

- 障がいのある人の自己実現を図る機会を充実するとともに、障がいのある人に対する理解を促進するため、障がいのある人とない人とが協力してコンサートなどを行う芸術・文化活動を促進します。
- 障がいのある人が作った作品の展示、販売等の取組を促進し、障がいのある人の活動意欲の向上や、障がいのある人に対する道民の理解を促進します。

3 生涯学習機会の充実

主要施策

(1) 学習機会の充実

- 学校卒業後の学習活動を推進するため、関係機関との連携により学習機会の充実に努めます。
- インターネットからの配信による学校情報などの活用による学習活動を推進するため、ICT（情報通信技術）の普及・促進に努めます。

(2) 情報提供・相談体制の充実

- 生涯学習への積極的な参加を促進するため、道・市町村はもとより、生涯学習関連施設や高等教育機関が持つ学習情報のネットワーク化により、学習情報提供と相談体制の整備を促進します。

(3) 指導者の養成

- 多様な学習ニーズに対応するため、地域における生涯学習を推進する指導者の養成・確保に努めます。

第3節 バリアフリー社会の実現

VI 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

《現状と課題》

社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

一方、わが国は、権利擁護に関し、障害者差別解消法制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、障害者の権利に関する条約を批准しています。

また、道においても北海道障がい者条例に基づき、障がいのある人の権利擁護や暮らしやすい地域づくりを推進しており、今後は一層の取組が求められています。

《考え方》

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、権利を最大限に尊重することなどについて、地域の相談支援体制の充実や地域づくり委員会での権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供、市町村における成年後見制度の利用促進の取組の支援など、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

1 権利擁護の推進・虐待の防止

主要施策

(1) 権利擁護及び虐待の防止に関する相談窓口の設置

- 障害者虐待防止法に基づき北海道障がい者権利擁護センター⁴⁷を設置し、市町村その他関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援等に努めるほか、弁護士など専門家が対応する障害者110番事業を実施するなど、権利擁護の取組を促進します。

(2) 相談体制の充実

- 障がいのある人に対する虐待や差別、日常生活から発生する暮らしづらさの解消を図るため、市町村の協議会を中心とした相談支援体制が確保されるよう、北海道障がい者条例に基づき作成した地域づくりガイドラインを活用した市町村の取組を促進します。

- 北海道障がい者条例に基づき設置した調査部会や地域づくり委員会において、市町村の協議会とも連携しながら虐待や差別の解消、権利擁護などの取組を促進します。

- サービス事業提供者の自己評価の実施や第三者機関によるサービス評価制度の活用などを促進するとともに、北海道社会福祉協議会が設置する福祉サービス運営適正化委員会^{*48}など、障害福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについて周知を図ります。

(3) 消費者としての障がいのある人の保護

- 障がいのある人の消費者トラブルを防止し、消費者としての利益の擁護を図るため、関係機関や団体等との連携を強化し、普及啓発や市町村の支援に努めます。

(4) 司法手続における配慮等

- 障がいの特性に応じた情報伝達と意思疎通手段の確保に努め、司法手続における配慮等を促進します。

- 地域生活定着支援センター^{*49}を拠点として、触法障がい者が矯正施設等を退所して地域生活へ移行する際の事前準備や受入先の調整、保護観察所や関係機関等との連絡調整を行うなど、地域生活への移行を促進します。

2 成年後見制度等の活用促進

主要施策

(1) 成年後見制度等の活用促進

- 知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、市町村に対し、必要な経費について助成事業の活用を促すとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の取組について支援します。
- 判断能力が十分ではない障がいのある人に対し、北海道地域福祉生活支援センター^{*50}が行う福祉サービス利用援助の取組の普及に努めます。

3 理解の促進

主要施策

(1) 障がい者理由とする差別の解消の促進

- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する必要かつ合理的配慮の提供について、広く道民の理解を深めるため、市町村や障害福祉サービス事業所等との連携により、広報紙やインターネットの活用等あらゆる機会を通じた普及・啓発を促進します。
- 障がいがあることを理由に資格・免許等を与えることを制限又は禁止する「欠格事項」について、国の見直しの状況を踏まえ、障がいのある人の人権が損なわれることのないように対応します。

(2) 障がいのある人に対する理解の促進

- 障がいのある人の意見を障がい者施策に反映させるため、障がい当事者が委員となっている北海道障がい者施策推進審議会を開催するほか、その他の関係審議会委員などへの当事者の登用や、障がいのある人に係る計画、政策などの意思決定機会への参画を促進します。
- 北海道人権施策推進本部において、北海道人権施策推進基本方針^{*51}に基づき、人権尊重の視点に立った施策の総合的な推進と道民の人権意識の醸成・高揚に努めます。
- ヘルプマーク^{*52}やヘルプカード^{*53}の普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

(3) 福祉教育の推進

- 障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の道民が、心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。
- 障がいのある人との、幼少時からの交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図ります。
- 障がいのある人とのふれあい・交流をテーマとした体験作文やポスターの募集等を通じ、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

- 思いやりのところを醸成するため、福祉教育の一環として、福祉読本の活用を促進し、福祉のまちづくり等に関する理解を深めます。

4 地域福祉活動の推進

主要施策

(1) 啓発活動の推進

- 「障害者週間^{*54}」や「道民福祉の日^{*55}」など各種行事の実施により、啓発に努めます。
- 北海道福祉のまちづくり条例^{*56}の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、普及・啓発の実施や推進体制の整備、市町村や民間事業者に対する支援に努めます。

(2) 交流機会の拡大

- 住民が障がいのある人と共に参加する障害者週間記念行事などの啓発活動やスポーツ・文化活動等、地域の特色を生かした交流機会の拡大に努めます。
- 障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- 広く住民を対象とした一般のイベントや行事が、障がいのある人も参加することを前提に、地域で日常的に企画されるよう、啓発や情報提供に努めます。

げんじょう か だい
《現状と課題》

北海道福祉のまちづくり条例に加え、国においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった本道の地域特性などを踏まえ、今後とも、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共的施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。

かんが かつ
《考え方》

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

す すいしん
1 住まい・まちづくりの推進

しゆ よう し さく
主要施策

す せいび
(1) 住まいの整備

- 障がいのある人の在宅志向の高まりや高齢化等により、バリアフリー化された住宅への需要が増加していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながらユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を促進します。
- 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村と関係団体との連携促進により、住宅改善に関する相談支援体制の整備を図ります。
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進などに努め、障がいのある人が、賃貸住宅等に円滑に入居できるよう支援します。
- 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用を促進します。
- 障がいのある人が円滑に地域移行できるよう、グループホームなどの計画的な整備に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

- 北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、障がいのある人をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共的施設や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、設置者、建築技術者などへの広報活動や普及啓発、研修に努めるとともに、北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会において、建築、経済、労働、金融、交通、保健、福祉などの幅広い分野の構成団体と一体となって福祉のまちづくりに取り組みます。
- 北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの活用促進やまちづくり表彰の実施などにより、積雪寒冷な地域に必要な配慮など、わかりやすい整備内容の普及を図ります。
- 福祉環境の整備を促進するため、北海道福祉のまちづくり条例及び北海道建築基準法施行条例並びにバリアフリー新法に基づき、障がいのある人等の利用に配慮した優しい建物づくり等を促進するとともに、民間施設等のバリアフリー化のため、整備資金の貸付けなどの支援を行います。
- 公共的施設や道路、公園等について、障がいの特性に配慮した適切な整備を進めるため、福祉環境アドバイザーの活用を促進するとともに、整備に当たっては、障がいのある人などの意見が反映されるよう、設置者等への要請に努めます。
- 多くの人々が利用する建築物、道路など公共的な施設において北海道福祉のまちづくり条例に基づき、障がいのある人に配慮した福祉環境の整備を促進します。
- 障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

- バリアフリー住宅などの建物や商品、サービスについて、誰もが利用しやすいデザイン（企画・設計・計画）化を進めるための情報提供、普及啓発に努めます。

2 移動・交通のバリアフリーの促進

主要施策

(1) 交通機関等の整備促進

- 駅舎等の建築物については、北海道福祉のまちづくり条例に沿った整備が行われるよう設置者に働きかけるとともに、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、低床バスの導入の促進等に努めます。
- 公共交通機関を利用する上で制約が多い重度の障がいがある人の移動手段を確保するため、道路運送法に基づく福祉有償運送制度^{*57}や移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護、移動支援事業）の利用を促進します。

(2) 歩行空間等のバリアフリー化の推進

- 安全で円滑な移動ができるよう、音響式信号機設置等によるバリアフリー化を推進します。
- 鉄道駅周辺、中心市街地、通学路等を中心とした、歩道除排雪の充実に努めます。
- 道立施設の福祉環境整備を図り、公共的施設のバリアフリー化を促進します。
- 視覚障がいのある人や車いす使用者などの移動の妨げとなる路上放置物や違法駐車等の排除などについて、関係機関等との連携により、啓発・広報や注意指導に努めます。

(3) 観光へのアクセス

- 障がいのある人などが気軽に旅行などを楽しむことができるよう、北海道福祉のまちづくり条例に沿った観光施設等のバリアフリー化の促進や移動支援を充実するとともに、障がいのある人のそれぞれの障がい特性に配慮された観光施設や宿泊施設などの観光情報の提供に努めます。

3 防災・防犯対策の推進

主要施策

(1) 平常時の対応

- 災害時に支援を必要とする障がいのある人の安全を確保するため、「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」を活用し、要配慮者情報の収集や共有化を図るとともに、避難支援プランを作成して、要配慮者一人ひとりの障がい特性に応じた避難方法を確保するなど、市町村における平常時からの要配慮者支援の取組を促進します。

(2) 福祉避難所の指定の促進等

- 市町村における災害時に障がいのある人などに配慮した福祉避難所*58の指定を促進します。
また、障がいのある人やその家族が災害時に福祉避難所や仮設住宅等へ避難した際、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における取組を促進します。

(3) 防災体制の整備促進

- 市町村、障がい者団体、事業所等との災害派遣協定や避難受入協力などの連携を図るとともに、障がいのある人への日常的な情報提供や意思疎通支援などを充実させながら、災害時における障がい特性に配慮した支援体制づくりを進めます。

(4) 施設利用者などに対する災害時の支援の推進

- 道が平成29年8月に策定した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を活用し、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定を進めます。

(5) 防犯対策の推進

- 障がいのため判断能力の不十分な人などが、犯罪などに遭わないよう、関係機関等との連携による各種相談支援体制の充実に努めます。
○ 障害者支援施設等を利用する障がいのある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築に努めます。

VIII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

《現状と課題》

近年ICT（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、意思疎通を確保するため、音声による情報伝達や、点字、手話、要約筆記の普及などが求められています。

そのため、障がい特性に対応したICT（情報通信技術）の利用の促進や、情報提供の充実のほか、点訳奉仕員や手話通訳者の養成など、身近なところでの意思疎通の支援に努める必要があります。

《考え方》

ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティ⁵⁹の向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人の意思疎通手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

1 情報通信における情報アクセシビリティの向上

主要施策

(1) 情報バリアフリー化の促進

- ICT（情報通信技術）の発達による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化を促進します。

また、障がいのある人のICT（情報通信技術）の利用を促進するため、相談や情報提供、障がいに対応した情報コミュニケーション機器等の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。

- 多様化する保健福祉のニーズに迅速に対応するため、福祉保健医療情報ネットワークシステム「WAMNET（ワムネット）」を活用した、福祉サービス情報提供基盤の充実に努めます。

- 救急医療及び災害時の医療対応等に必要となる情報の収集・提供を迅速かつ的確に行うため、医療機関・搬送機関・情報案内センターなどを結ぶ「北海道救急医療・広域災害情報システム⁶⁰」の活用を努めます。

- 保健所の機能を活用し、地域の保健・医療・福祉に関する情報を効果的に収集、分析し、地域住民及び関係団体への迅速な情報提供に努めます。

- 視覚障がいや聴覚障がいなど、意思疎通に障がいのある人に対する情報提供などの充実に努めます。

2 意思疎通支援の充実

主要施策

(1) 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例の推進

- 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例に基づき、多様な意思疎通手段を活用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じた意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進します。
 - 施策の推進のための基本方針
 - ① 意思疎通手段の理解の促進
 - ② 意思疎通手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備
 - ③ 意思疎通手段を活用した情報保障の推進
 - ④ 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

(2) 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例の推進

- 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例に基づき、道民に対し広く手話が言語であることを普及させるとともに手話の習得の機会の確保に努めます。

(3) 視覚障がいのある人への支援

- 視覚障がいのある人の意思疎通を確保するため、点訳（点字）奉仕員、朗読奉仕員（点字・朗読ボランティア）の養成や資質の向上を図ります。
- 点字図書館と地域の公共図書館との連携を図るとともに、点字や音声で書籍等の情報を提供する視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）^{*61}の活用を促進し、視覚障がいのある人が身近な地域において情報提供が受けられる体制づくりを促進します。
- 視覚障がいのある人に新聞情報を点字やインターネットで提供する体制の充実に努めます。
- 「広報紙ほっかいどう」の内容を点字版、CD版、テープ版で作成し、道政の話題や生活に必要な情報を提供します。

(4) 聴覚障がいのある人への支援

- 聴覚障がいのある人の日常生活における意思疎通を確保するため、手話及び要約筆記の普及を促進します。

○ 聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を支援するため、資質の高い手話通訳者、要約筆記者を養成するとともに、市町村における配置・派遣体制の整備を促進し、手話通訳者の広域派遣体制の充実に努めます。

○ 字幕ビデオライブラリーにおける字幕入りビデオの作成や貸出しなど情報提供体制の充実に努めます。
さらに、情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。

○ 道政テレビ番組へのテロップ（字幕）の利用などにより、道政の話題や生活に必要な情報を提供します。

(5) 盲ろう者等への支援

○ 重複した障がいのある盲ろう者の意思疎通の支援や社会参加の促進を図ります。

○ ALS患者など、重度の言語機能障がいのある人の意思疎通を確保するため、意思伝達装置などの福祉用具の利用を促進します。

○ 失語症や構音障がいなどの言語障がい、知的障がい、自閉症などにより、周囲との意思疎通が困難な人に対する、適切な対応方法など、意思疎通支援のあり方を研究します。

3 選挙等における配慮

主要施策

(1) 候補者情報の提供

○ 選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町村選挙管理委員会と協力し、点字版や音声版等、障がい特性に配慮した情報の提供に努めます。

(2) 投票環境の改善

○ 投票所や期日前投票所を設置する市町村選挙管理委員会に対し、障がいのある人が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化と、投票所等への移動支援事業等の利用の促進に努めます。

○ 自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度の活用及び利用方法について、周知を図ります。

第3章 計画の推進等

I 計画推進のための実施計画

この計画に基づく施策の推進に当たっては、障害者総合支援法に基づく北海道障がい福祉計画を実施計画として位置付け、計画の推進を図ることとしています。

II 計画の推進管理

(1) 国及び市町村との連携のもとに、計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会*62」や、21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとします。

また、明らかとなった課題については、北海道障がい者条例に基づき設置した地域づくり委員会等において協議を行い解決を目指します。

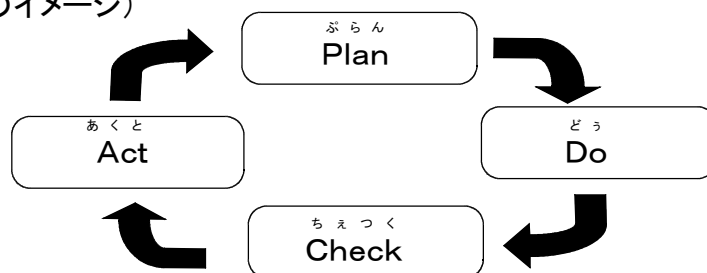
(2) 障がい者施策の立案及び推進に当たっては、障がいのある人の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視しながら施策の推進を図ります。

(3) 障がい者施策は保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等多くの分野にまたがっているため、福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働し、障がい特性やライフステージに応じた適切なサービスが提供できるよう総合的な取組を推進します。

図 【PDCAサイクル】

計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
計画(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

(PDCAサイクルのイメージ)



用語の解説

1 ノーマライゼーション（1ページ）

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

2 障害者の権利に関する条約（1ページ）

平成18年12月、第61回国連総会で採択された、人権条約です。日本は、平成26年1月に条約を批准しています。

3 合理的な配慮（1ページ）

障がいのある人が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮のことです。

4 社会的障壁（2ページ）

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような、さまざまな事柄や物、制度、習わし、物事に対してもつ考えなどです。

5 相談支援（4ページ）

障害者総合支援法における、自立支援給付のうち計画相談支援給付及び地域相談支援給付の各種サービスのことで、サービス利用支援、継続サービス利用支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

◆計画相談支援給付

サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

◆地域相談支援給付

地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

6 障害福祉サービス（4ページ）

障害者総合支援法における、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の各種サービスのことで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助があります。

◆介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
療養介護	医療と当時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型） （B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

7 ICT（情報通信技術）（12ページ）

情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。

パソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す「IT」よりも、情報や知識の共有・伝達といった情報通信技術を利用したコミュニケーションの重要性から、「ICT」が一般的に使用されるようになりました。

8 医療的ケア (13ページ)

人工呼吸器を使用するなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある人に対して、医師や看護師のほか、保護者などが行う、たんの吸引や経管栄養などの日常的な医療に関するケアのことです。

9 市町村の協議会 (13ページ)

障害者総合支援法第83条の3に基づき、市町村が設置する協議会です。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域おける障がいのある人等への支援体制に関する課題について協議を行います。障がい保健福祉関係団体並びに障がいのある人等及びその家族、並びに障がいのある人等の福祉、医療、教育、又は雇用に関連する職務に従事する人等により構成されます。

10 地域生活支援拠点 (14ページ)

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう複数の事業所や機関により構築された相談、体験の機会、緊急時の対応などの様々な支援を切れ目なく提供していく地域の体制です。

11 共生型 (14ページ)

障害福祉サービス、介護保険サービスのどちらかの基準を満たせば、もう一方の指定を受けやすくなる「共生型サービス」が平成30年度から新設されます。

障がいのある人が65歳以上になっても、従来から障害福祉で受けていたサービスを継続して利用しやすくなります。

12 地域づくりガイドライン (14ページ)

北海道障がい者条例に基づき定めた、障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい相談支援体制づくり等の基本的な指針です。

13 地域包括支援センター (14ページ)

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。各市町村に設置されています。

14 ピアスタッフ (14ページ)

同じ経験をもつもの同士が「仲間」(ピア)として、単に話を聞く、またはアドバイスをすることのみではなく、それぞれがよりよく生きる力を持ち、自分の状況を考え、自己決定ができるよう励ますことを目的に行われるカウンセリングをピアカウンセリング、働きかけを行う人をピアスタッフといいます。

15 **心身障害者総合相談所（15ページ）**
 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を一体化した道立の相談機関で、身体障がいのある人や知的障がいのある人、また、その家族から補装具の交付や施設利用などの各般にわたる相談に応じ、医学的、心理学的、職能的な見地から総合的に検査・判定を行うとともに、集団生活適応訓練などの指導訓練等を行います。

16 **児童相談所（15ページ）**
 児童福祉法に基づき都道府県及び指定都市が設置する、児童に関する総合的な相談・判定機関で、各般の相談に応じて調査・判定や、必要な助言、指導を行います。また、児童養護施設、障害児入所施設など児童福祉施設への入所措置も行います。

17 **発達障害者支援（地域）センター（15ページ）**
 発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障がいのある人及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じるとともに、発達障がいのある人に対する専門的な発達支援及び就労の支援、関係機関及び民間団体並びにこれに従事する人に対し発達障がいについての情報提供及び研修等を行うための機関です。札幌市を除いて道内3箇所を設置しています。

18 **精神保健福祉センター（15ページ）**
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県及び指定都市が設置する精神保健及び精神障がいのある人の福祉に関する総合技術センターであり、精神保健福祉相談、社会復帰促進に必要な援助、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定業務などを行うほか、地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所等関係機関への技術支援、教育研修などを行います。

19 **北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）（15ページ）**
 障がいのある人の権利の擁護や、障がいがあることを理由にいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、平成21年3月31日に公布しました。

20 **障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（15ページ）**
 北海道障がい者条例に基づき総合振興局（振興局）に設置されている機関であり、中立公平な立場に立って、虐待や差別、暮らしづらさに関する地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行い解決を図ります。

21 **北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部調査部会（15ページ）**
 北海道障がい者条例に基づき道本庁に設置されている機関であり、知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図る北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の所掌事項のうち障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会から審議を求められた事項の協議を行います。

22 意思決定支援ガイドライン (15ページ)

意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめたもので、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有して普及を図るべき旨が盛り込まれた手引きです。

23 成年後見制度 (15ページ)

認知症や知的障がいのある人、精神障がい(発達障がいを含む)のある人など判断能力の十分ではない人が、財産管理(預貯金の管理、遺産分割など財産に関する)や身上監護(介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所などの生活に関する)について契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り尊重しながら権利と財産を守り支援する制度で、各人の判断能力や必要性に応じて後見人等が専任され対応します。平成12年4月の民法改正により、禁治産・準禁治産制度に代わり制度化されました。

国では、平成28年に成年後見制度の利用促進に関する法律が制定され、制度の利用促進に向けた施策の基本的計画を定めることなどが、市町村の努力義務とされました。

24 地域生活支援事業(市町村事業) (16ページ)

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が実施する次の事業です。

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等の理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的活動の支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又はその介護者等からの相談に応じ、情報提供や助言、権利擁護のための援助等を行います。(基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業))
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用する知的障がい又は精神障がいのある人に対し、制度利用に係る費用を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度を適正に行うことができる法人の確保を行うため、研修や法人後見活動の支援等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人等に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を行います。
任意事業	上記に掲げる事業のほか、市町村の判断により、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう行う事業で、生活訓練等、日中一時支援、レクリエーション活動等支援等があります。

- 25 **身体障害者補助犬 (16ページ)**
 身体障害者補助犬法に基づき、障がいのある人(視覚・肢体不自由・聴覚)の日常生活を支援するため訓練された、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいいます。
- 26 **アプリケーション (18ページ)**
 パソコン上で使用するソフトウェアのことです。
- 27 **市町村保健センター (20ページ)**
 市町村が住民に対し保健サービスを提供するための拠点として、健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に必要な事業を行います。
- 28 **周産期母子医療センター (21ページ)**
 周産期(妊娠満22週から生後満7日まで)における妊娠中毒症や切迫流産などに対応できる医療機能を備え、産科医療機関などからの搬送患者を受け入れる高度・専門的な医療施設です。
- 29 **周産期救急情報システム (21ページ)**
 周産期母子医療センターなどにおける病床の空床状況や手術の可否などの情報をインターネットを通じて、常時提供するシステムです。
- 30 **地域包括ケアシステム (22ページ)**
 重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。
- 31 **地方センター病院 (23ページ)**
 第三次保健医療福祉圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度専門医療に対応できる医療機能を備えると同時に、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣や技術援助を行います。
- 32 **インクルージョン (24ページ)**
 地域において、すべての人が孤立などせずに社会の構成員として包み支え合うことをいいます。
- 33 **インクルーシブ教育システム (24ページ)**
 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みのことです。

- 34 広域特別支援連携協議会 (26ページ)
 発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者で構成する組織です。
- 35 子ども発達支援センター (26ページ)
 発達の遅れに気づいた段階から、主に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に繋がるまでの支援を行う機関です。
- 36 障害者就業・生活支援センター (27ページ)
 就職を希望する障がいのある人や在職中の障がいのある人の抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
- 37 特別支援教育支援員 (27ページ)
 小・中学校等において発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対し、学校における日常生活上の介助や、学習活動上のサポートなどを行う人です。国においては、特別支援教育を法的に位置付ける改正学校教育法の施行を踏まえ、計画的な配置が可能となるよう、平成19年度から市町村に対し地方交付税措置しています。
- 38 道立特別支援教育センター (28ページ)
 北海道における特別支援教育の振興を図るために設置され、本道の特別支援教育の充実と課題の解決に役立つよう、教育相談、研究・研修、広報啓発・情報教育の三事業を推進します。
- 39 障がい者就労支援企業認証制度 (29ページ)
 障がいのある人の多数雇用や施設・事業所への優先発注など障がいのある人の就労支援に取り組む企業等を一定基準により評価・認証するとともに認証取得企業に対し、入札上の優遇や低利融資制度活用等の配慮を行う制度です。
- 40 指定法人 (29ページ)
 北海道障がい者条例に基づき導入した制度で、指定法人を核とした一元的な就労支援推進体制を確立し、関係機関と緊密に連携しながら、授産事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組を推進しています。
- 41 北海道障害者雇用支援合同会議 (30ページ)
 障がいのある人の雇用・就労支援に関し、雇用、福祉、教育等の関係行政機関の連携と北海道障がい福祉計画の数値目標を着実に達成するため、連携体制の構築、制度及び施策の横断的な調整を行います。

- 42 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）（30ページ）
 障がいのある人が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、広く障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることなどを目的として、国際大会開催年を除き毎年開催されています。
- 43 障害者トライアル雇用（30ページ）
 障がいのある人及び事業主の相互理解の促進と不安の軽減を図るため、障がいのある人等が事業主と有期雇用契約（原則3ヵ月）を締結し、試行雇用を行う制度です。
- 44 職場適応援助者（ジョブコーチ）（30ページ）
 障がいのある人の職場適応を容易にするため、企業に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣又は配置し、障がいのある人や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行います。
- 45 農福連携（31ページ）
 障がいのある人の農業分野における就労及び就労訓練のことで、障がいのある人の工賃水準の向上や農業の支え手の拡大など、「農業」と「福祉」が連携することでそれぞれの課題解決を図る取組です。
- 46 共生型事業（32ページ）
 北海道障がい者条例に基づく施策の実施に当たって、地域の特性に応じて、障がいのある人、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業のことであります。
- 47 北海道障がい者権利擁護センター（35ページ）
 障害者虐待防止法に基づき、都道府県の障がい者虐待の窓口として、使用者による障がい者虐待に関する通報等の受理、市町村が行う措置に関する助言、広報・啓発等の業務を行います。
- 48 福祉サービス運営適正化委員会（36ページ）
 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、社会福祉法第83条の規定により、都道府県社会福祉協議会に設置しています。社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する人で構成されています。
- 49 地域生活定着支援センター（36ページ）
 高齢又は障がいにより、自立が困難な矯正施設を退所した人に対し、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着を図る事業を行います。具体的には、入所中から帰住地調整を行うコーディネーター業務、矯正施設退所後に行う社会福祉施設入所後の定着のためのフォローアップ業務、退所後の福祉サービス等についての相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰と再犯防止に寄与することを目的としています。

50 北海道地域福祉生活支援センター（36ページ）
障がい（知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。））や高齢により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している人又は在宅で生活する予定の人に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの援助を行う機関です。

51 北海道人権施策推進基本方針（37ページ）
道政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、さまざまな主体の参画と協働の下に、人権施策の推進を図ることとして策定しました（平成15年3月策定）。

52 ヘルプマーク（37ページ）
外見から援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方が身に付けることによつて、周囲から援助等を受けやすくするためのものです。

53 ヘルプカード（37ページ）
必要な援助や配慮の内容及び緊急連絡先などを記載し、周囲の方々に提示することにより、必要な援助等を伝えるものです。

54 障害者週間（38ページ）
国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを目的として、障害者基本法により毎年12月3日から12月9日までの1週間と設定しています。なお、平成4年の第47回国連総会において、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されています。

55 道民福祉の日（38ページ）
道民一人ひとりが福祉について考え、ボランティアなど福祉活動に自ら参加するきっかけとなるよう、広く道内外からアイデアを募集し、制定検討委員会の選考を経て10月23日と制定することを平成10年6月に決定しました。なお、この日は「北海道福祉のまちづくり条例」が公布された日です。

56 北海道福祉のまちづくり条例（38ページ）
障がいのある人や高齢者、妊産婦など、行動に制限を受ける方々が自由に行動し、様々な分野に社会参加していく機会を等しく持つことができるよう、その基盤となる、建築物や道路などの公 共施設や公 共交通機関、生活に必要な情報を円滑に利用できる「福祉のまちづくり」を進めていくため、道、事業者及び道民の責務や整備基準、公共的施設の新築、増改築等に際しての届出等について定めた条例です（平成10年4月1日施行）。

57 福祉有償運送制度 (41ページ)
NPO法人等が障がいのある人や要介護者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗員定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。平成18年10月に施行された改正道路交通法により、登録制度として法律上の位置付けが明確化されました。

58 福祉避難所 (42ページ)
身体等の状況が、障害者支援施設や特別養護老人ホーム等への入所を要するまでに至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所です。

59 情報アクセシビリティ (43ページ)
パソコンやWEBページなどをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを高齢者や障がいのある人を含む多くの人が不自由なく利用できることです。

60 北海道救急医療・広域災害情報システム (43ページ)
医療機関、搬送機関、情報センターなどを結び、救急医療及び災害時の医療対応等に必要情報を提供するシステムです。また、道内の病院、診療所、歯科診療所などの医療機関の検索や、休日夜間当番医などの医療情報をインターネットで提供しています。

61 視覚障害者情報総合ネットワーク (サピエ) (44ページ)
視覚障がいのある人及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して、点字データや音声データをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報など様々な情報を提供するネットワークです。点字図書館等が所蔵する資料の検索や、貸出依頼も可能となっています。

62 北海道障がい者施策推進審議会 (46ページ)
障害者基本法第36条に規定する、都道府県に置かなければならない合議制の機関で、北海道障がい者基本計画を策定するに当たっての意見聴取や、道の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その実施状況を監視するものです。